

◎財政運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行及び財政投融资特

別会計からの繰入れの特例に関する

法律

(平成二十二年三月三十一日法律第一七号)

一、提案理由

(平成二十二年二月二十六日・衆議院財務金融委員会)

○中川国務大臣 たいいま議題となりました財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案について御説明申し上げます。

第一に、平成二十一年度予算におきましては、歳入歳入両面において最大限の努力を行ったところでありますが、なお引き

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び繰入れの特例に関する法律

続き国の財政収支が著しく不均衡な状況にあり、特例公債の発行の措置を講ずることが必要な状況となつてきております。

本法律案は、こうした状況にかんがみ、平成二十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができるとする特例措置を定めております。

第二に、世界の金融資本市場が百年に一度とも言われる危機に陥る中で、今年度からの三年間のうちに景気回復を最優先で実現するため、集中的な施策を実施することとしているところであり、平成二十二年度までの臨時の措置として、財政投融资特別会計の積立金を活用し、これらの施策及び基礎年金の国庫負担の追加に伴い必要な財源に充てることとしております。

本法律案は、このため、平成二十一年度及び平成二十二年度において、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計から一般会計に繰り入れることができることとする特例措置を定めております。

.....(略).....

以上が、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律

五二

及び所得税法等の一部を改正する法律案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十一年二月二七日)

○田中和徳君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案は、平成二十一年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例措置を定めるとともに、平成二十一年度及び二十二年度において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策及び基礎年金の国庫負担の追加に伴い必要な財源を確保するため、予算で定めるところにより、財投特会から一般会計へ繰り入れる臨時の特例措置を定めるものであります。

(略)

両案は、去る二月十二日当委員会に付託され、十六日中川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十九日から質疑に入

りました。二十六日には参考人から意見を聴取し、本日麻生内閣総理大臣に対する質疑を行うなど、慎重に審査を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論の後、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

(略)

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十一年三月二七日)

○円より子君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案は、平成二十一年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、平成二十一年度及び平成二十二年度において、財政投融資特別会計財政融資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めようとするものであります。

(略)

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取

し、財政投融资特別会計の金利変動準備金の準備率の適正な水準、経済対策としての財源の在り方、所得税法等改正案附則に規定されている税制抜本改革の方向性、住宅ローン減税の拡充による経済効果、法人実効税率の水準の在り方、所得再分配機能の回復に向けた今後の政府の取組等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して喜納昌吉委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二十二年三月二十七日、憲法第五十九条第二

項の規定に基づき再可決した。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律